

経済文教常任委員会記録

令和5年6月26日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時51分

○出席委員（7名）

4番 三浦 行 委員 6番 工藤 賢生 委員 8番 樋川 篤子 委員
10番 成田 大介 委員 14番 畑山 聡 委員 21番 蒔苗 博英 委員
23番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（7名）

農林部長 森岡 欽吾 農村整備課長 柳田 尚美
商工部長 西谷 慎吾 産業育成課長 太田 尚享
教育部長 成田 正彦 文化財課長 石岡 博之
文化財課長補佐 小石川 透

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 外崎 容史

【午前10時00分 開会】

○委員長（石岡千鶴子委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案3件及び請願1件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力お願いいたします。

議案第45号 弘前市相馬ダム周辺農山村広場条例の一部を改正する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） まず、議案第45号弘前市相馬ダム周辺農山村広場条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（森岡欽吾） 議案第45号弘前市相馬ダム周辺農山村広場条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。配付させていただきました資料により御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧ください。

1の本条例案の趣旨といたしましては、相馬ダム周辺農山村広場の管理に指定管理者制度を

導入するとともに、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

相馬ダム周辺農山村広場は、主に町会に御協力をいただきながら維持管理を行ってまいりましたが、高齢化による人手不足など、地元での管理が困難となっていることから、令和6年度から指定管理者制度を導入し維持管理を行っていかうとするもので、当該施設の設置根拠となる弘前市相馬ダム周辺農山村広場条例に指定管理者に関する規定がないことから、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容といたしましては、第8条を第11条とし、第8条に「指定管理者による管理」に関する規定、第9条に「指定管理者が行う業務の範囲」に関する規定、そして第10条に「指定管理者が行う管理の基準」に関する規定を追加するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 一括で質疑いたします。

まず、根本的なことですが、指定管理者制度と業務委託はどう違いますか。また、指定管理者制度を導入することになった経緯についてお聞かせください。そして、指定管理を引き受ける企業のめどはありますか。

あと、現在のこの三つの広場の管理状況はどうなっていて、訪れる市民はどのくらいですか。そして、この三つの農山村広場は将来的にどのようにしていく予定ですか。

○農村整備課長（柳田尚美） まず、業務委託と指定管理者制度との違いということでございます。指定管理者制度では、ルールやサービス内容を自治体が定める条例、仕様、協定の範囲で管理者が決定します。業務委託では、自治体と契約の範囲内で自治体の仕様どおりに管理するというようになっております。もう少し言いますと、業務委託の場合は維持管理業務だけ、例えば受付業務など、草刈りであれば草刈りをそのときにやってくださいといった、その内容について限定された形でやられますけれども、指定管理の場合は、施設の維持管理についてある程度包括的な委託というのか、任せることとなりますので、例えば草刈りであればふだんの見回りの、ここだというところで指定管理者が自由にその時期を決められると。ですから、指定管理料は定まった金額で行くのですけれども、その中で有効だということを判断して指定管理者が行っていくということで、効率的な管理ができるのではないかと期待しております。

経緯ですが、既に説明の中に一部ありましたけれども、平成18年に市町村合併する際、その頃から管理の方法は協議してまいったのですけれども、その際、地元のあそこの相馬ダム周辺農山村広場については、地元の方々の協力が得られているということでしたので、その方々に例えば草刈りであるとかトイレの雪下ろし、あと木々の剪定などの業務をお願いしていたのですけれども、近年、町会側から高齢化による人手不足などにより今後の協力が難しいという申出がありましたので、市としては、その町会の事情を考慮して、ほかの農村公園と同じように指定管理者制度の導入を考えているということになります。

三つ目が、引受先業者のめどは、今後、公募によりまして業者が決まるということになりますので、その結果を見定めたいたいと思っております。

あと、三つの広場の管理状況はどうなっているのかと、あと、訪れる市民の方はどれぐらいいらっしゃるのかということですが、実はこちら、令和2年から5年にかけて、県の工事でのり面の工事が行われております。なので、通行止めになる期間も実は多くございま

して、そういった経緯から、令和2年度から3施設にありますトイレにつきまして、我々もふだん使う人がいないであろうということで施錠しているというような管理になっておりますので、ふだん人もいなくて、来園者はいかほどかということにつきましては、ほぼいっしょやらないのではないかなというふうに思っております。

あと、将来的にどのようにということでもありますけれども、こちらの事業開始の当時の旧相馬村の整備計画によりますと、星と森のロマンピアの利用者を導入し、その地域の活性化を図るため、平成12年度に完成した相馬ダムの秋の紅葉周辺を代表とした広葉樹林や、一帯の自然を活用した桜観賞会、自然観察会などの交流活動の展開を助長していきたいということがございました。現状からすれば、ちょっとその先というのはなかなか難しいとは思いますが、指定管理者、民間の英知も入れまして、地元の意見も伺いながら、手つかずに近い形の自然をどう活用するかというのを考えて進めていきたいと思っております。

○21番（蒔苗博英委員） 今、説明を聞いて、ああ、なるほどと思ったのですが、結局この三つの広場については、今までは、これ、沢田地区になると思うのですが、沢田地区の方々をお願いをしてということになるのでしょうかということと、それから、やっぱりこれから公募で指定管理者を探すということだけでも、もしもこれ、見つからないことだっただけで、その場合どうするのかということ。

トイレは施錠しているということでありましたけれども、訪れていない人が、秋に紅葉を見に行くとということになると、私も行ったことがあるのだけれども、施錠していれば意味がないのではないかと、これはどこか一つでも開けておがねばねんでねがなという感じはするのですが、その辺のところは今後どう考えていくのかということですね、お願いします。

○農村整備課長（柳田尚美） 新たな委託先が沢田地区になるのかという御質疑ですが……（「なもよ、なもよ、これまで沢田の町会だべ」と呼ぶ者あり） これまでは沢田地区の方々をお願いしてまいりました。

もし見つからない場合ということなのですが、見つからない場合には、これまでどおりの管理をしていくようにまた検討しなければいけないということになりますけれども、従来、ほかの農村公園もやっていたところがございますので、同じタイミングで更新となれば、そういった団体・企業に御協力いただけるのではないかなと思っております。

あと、トイレのほうを施錠していると施設として機能しなくなる、意味がないのではないかと、ということにつきましては、実は以前、トイレを開けておいたのですが、便器を新しくした際に、それを古い物と交換されるというふうなことがございまして、そういった被害もございましたので施錠というような形を取らせていただいております。

○21番（蒔苗博英委員） それはよく分かります、いたずらされたと、いわゆる盗難にあったということになると思うのですが、そこに行けばトイレがあると分かっているながらトイレを施錠されると、これは大変なことですので、そういうことがあったことは事実だとしても、やっぱりあそこさっきやトイレがあるのだよというふうなことでやらないと、せっかく旧相馬村でここをやるとき、トイレまでつけていながらも利用できないというのはちょっとどうなのかなと。そうなのであればぶっかしてまればいいということになるわけですから、その辺のところをもうちょっと検討しながらやっていただきたいと思っております。

○6番（工藤賢生委員） この条例の新旧があるけれども、仮にこの広場で事故とかがあった場合は、どういう形になるのですか。そこがちょっと、ここで見えないのだけれども、そこだ

けをちょっと教えてもらえますか。

○農村整備課長（柳田尚美） 候補者との契約に当たっては、それぞれの免責要件というのをあらかじめ決めておきますので、その起きたことの原因が、主にその施設そのものが原因であれば市側の負担で直しますし、それが管理者側の管理上の責任ということであれば、それは管理者の責任で対応していただくというような形でほかの施設も契約しておりますので、同様に扱いたいと思っております。

○6番（工藤賢生委員） それは建物の話であって、仮に建物と、例えば人が遊びに行きました。そういうときはどうなるか。遊んで事故が起きたというときはどうなるか。

○農村整備課長（柳田尚美） やはり同様に、その敷地内でどのような原因があつてということで判断されると思いますが、来園者の方の責任ということもあり得るかと思ひますし、あと通常の管理状況と違うことをして何か起きたとなれば管理者責任ということになってまいります。その際に、管理者責任は、それは指定管理者の責任になるのか、市側の責任になるのかと、それはあらかじめ免責要件を定めて、その基準に従って判断していきたいと思ひます。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第46号 弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第46号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（西谷慎吾） それでは、議案第46号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の特別措置の対象となる施設の設置期限を延長するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、本条例の根拠法である地域未来投資促進法の概要について御説明いたしますので、お手元の配付資料1の1枚目中段ほどを御覧願います。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的としており、市町村・都道府県が作成した基本計画に基づき、事業者のほうで地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事から承認された場合に、国や自治体などから様々な支援措置が受けられる仕組みとなっております。

当市におきましては、青森県と共同で弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画を作成し、平成29年9月29日に国の同意を受けております。

次に、地域未来投資促進法に関連する主な支援措置及び本条例の制度概要について御説明いたしますので、お手元の配付資料1の2枚目を御覧願います。

地域未来投資促進法では、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県の承認を得ることで、税制による支援措置、規制の特例措置等、金融による支援措置、予算による支援措置など、様々な支援措置を受けることができます。

当市も本条例により、承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業のための施設のうち、一定の要件を満たした固定資産に対して3年間の課税免除の支援措置を講じているところでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、地域未来投資促進法の一部改正により、令和5年3月31日までとなっていた固定資産税の課税免除となる対象施設の設置期限を令和7年3月31日まで延長しようとするものでございます。

以上が本議案の内容となりますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） まず、本条例の内容の詳細をお教えてください。本条例の設置期間の延長は何回目ですか。また、何回か延長されているようですが、どうして何回も延長になるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○産業育成課長（太田尚亨） まず、条例の内容の詳細ということで御説明いたします。まず、条例を説明するに当たりまして、その大本となる、いわゆる地域未来投資促進法の概要について御説明いたします。

こちら、地域未来投資促進法は、先ほども申し上げましたが、地域の特性を生かして高い付加価値を創出して、地域の事業者に対して相当な経済的な効果を及ぼす、いわゆる地域経済牽引事業というものを促進することを目的とする法律でございまして、市町村や都道府県が作成した基本計画を基に、事業者が地域経済牽引事業計画というものを作成しまして、都道府県の承認を得られることで、その事業に関しまして様々な支援措置が受けられるというものでございます。

当市におきましては、県と共同で作成した弘前市地域未来関連産業投資促進基本計画というものが国から同意を受けております。この計画は、当市における医療産業の集積、それから弘前大学を中心とした研究のほか、観光資源といった当市の特性を、医療ヘルスケア関連産業分野などで活用しようとする事業を支援するというような内容になってございます。

その地域未来投資促進法における支援措置ということでございますけれども、税制による支援措置、それから規制の特例措置、それから金融による支援措置、予算による支援措置などがございます。この税制による支援措置というもののなのですけれども、こちら国の法人税等の設

備投資に対する特別償却や税額控除による減税措置、それから地方自治体によります不動産取得税や固定資産税等の地方税の減免措置などがあります。今回の本条例におきましても、当該措置に該当しまして、事業者が家屋、構築物、土地を取得した際にかかる固定資産税の課税免除というものを措置している内容となっております。

条例の説明に入っていきますが、先ほども御説明したとおり、本条例につきましては、地域未来投資促進法に基づいて都道府県知事から承認された事業者について、地域経済牽引事業の用に供するために取得した施設——家屋、構築物、土地に係る固定資産税の課税を3年間免除するという内容になってございまして、対象地域は弘前市全域、それから取得価格としては家屋、構築物、それから家屋・構築物の敷地部分に係る土地の取得価格、これ、合計が1億円超、農林漁業及びその関連に関しましては5000万円超ということになるのですけれども、になる事業が対象になるということになっております。

今般こちら、改正といたしましては、条例第2条第1項中にある設置期限が令和5年3月31日から令和7年3月31日へと延長するという改正内容になっております。この改正理由なのですが、こちらはいわゆる固定資産税の減免に伴う国からの減収補填があるのですが、こちら減収額の4分の3という率になっているのですが、この対象施設の設置期限を定める国の省令というものがございまして、今般、こちらの省令のその減収補填となる対象施設の設置期限というのが令和7年3月31日に延長となったということを踏まえて、今回こちらの条例を改正するという中身になっております。

まずは以上、条例の内容の詳細でございました。

次に、本条例の今回の延長の回数ということなのですが、まず本条例は、平成29年にももとの企業立地促進法から地域未来投資促進法に変更になったときからこの条例がございまして、そこから数えまして、これまでの改正は全部で3回となってございまして、うち1回目ときはその条例の中にある引用の省令の名称が変更になったこと、それから平成から令和に元号が変わったということで、1回目が元号の改正と。それ以降、昨年、令和4年9月議会におきまして、設置期限の延長を一度行って令和5年3月31日までに延びておりまして、今回の条例改正におきまして、さらに令和7年3月31日まで延びるということで、設置期限としては2回延長となってございます。

なぜ何回も改正になって、延長になっているのかというお話でございましてけれども、こちら、先ほどもちょっと御説明したのですが、国からの減収補填の対象となる施設の設置期限を定める国の省令、正式には地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令という名称なのですが、こちらが設置期限の部分について一部改正となっていることについて、その都度、我々の条例のほうも改正するという形になってございます。

- 6番（工藤賢生委員） 1点だけ。この資料1の概要のところなのだけれども、地域の特性を生かして高い付加価値を創出と、高い付加価値とはどういう、そこをちょっと具体的にどういうことなのか、ちょっと分からないのだけれども、ちょっと教えてもらえますか。
- 産業育成課長（太田尚亨） こちら高い付加価値ということで、例えば、我々の市の計画でございまして、要件としましては、事業の実施により3251万円以上の付加価値の増加が見込まれることというのが実は要件になっております。この3251万円というのは、例えば地域経済における契約とか、そういった様々な事業者の取引の中で生まれる効果であつたり、それから生まれる設備投資であつたりとか、そういったものに関して効果というふうに考えてございます。

〔額でいくということか〕と呼ぶ者あり〕額でございます。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第47号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第47号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第47号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

配付資料の1ページを御覧ください。

本委員会は、市内に所在する大石武学流の国指定名勝4庭園について、適切な保存と活用を促進するための保存活用計画の策定を目的に学識経験者及び庭園所有者で構成される委員会であり、委員は名簿のとおりであります。

令和3年11月8日の第1回委員会開催以降、これまで計4回にわたり会議を開催し、計画案について御審議いただいたところであり、本年3月28日付で名勝瑞樂園、名勝成田氏庭園、名勝對馬氏庭園、名勝須藤氏庭園保存活用計画を策定し、目的が達成されたことから、委員会を廃止するものであります。

2ページを御覧ください。

2、保存活用計画の概要についてであります。4庭園のうち、瑞樂園以外は個人所有の庭園であり、成田氏庭園は樹木一丁目に、對馬氏庭園は折笠に、須藤氏庭園は前坂に所在しており、それぞれの庭園の整備・管理方法とともに、黒石市や平川市といった広域に所在する大石武学流庭園との連携などの公開活用策をまとめたものであります。

委員会の廃止に伴い、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例についても、関連する部分を改正するものであります。

なお、3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で説明のほうを終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 具体的な保存計画の概要をお教えてください。あと、その保存計画は、今後どのように活用していく御予定ですか。

○文化財課長（石岡博之） 保存計画では、まず流派独自の作庭形式を明確にする保存管理を行い、大石武学流庭園全体で連携した公開活用を図ることを4庭園に共通する基本理念としつつ、市所有の瑞樂園では、大石武学流庭園の良好な保存と活用の拠点を目指すこと、例えばガイダンス機能の充実とかを目指すことです。個人所有の3庭園においては、規範ある観賞体制と保存環境を構築し、大石武学流の庭園文化を後世に伝えることをそれぞれの基本方針として掲げています。この基本理念や基本方針に基づき、庭園を適切に保存する上で必要となる本質的価値の整理や現状の課題の抽出を行っております。また、効果的な公開活用を図るための管理運営体制の整備や、今後の整備方針、現状変更に係る取扱方法などを整理してまとめております。

個人所有のものに関しましては、やっぱり所有者の高齢化もございますので、日常管理のサポートでありますとか、ボランティア等の人的支援の問題などがありますので、そこら辺についてまとめております。

今後の活用方針に関しましては、市にあるこの4庭園に限らず、主に黒石市、平川市を含めた津軽地域全体での大石武学流庭園の保存と活用の取組について、例えば、行政や庭園所有者に関係する者を巻き込んだ形の情報共有を図る制度構築を進めていくために連絡会議の開催を目指すなどの方策を盛り込んでおります。また、ガイドブックも既に発行しており、これらの改訂・増刷などを含めて、例えば、観光コンテンツの一つとしての活用を目指していくこととなっております。

○21番（蒔苗博英委員） まず、この大石武学流という庭園というのは、非常に歴史があるわけでありまして、河西地区にも2か所ほど、うちほうの船沢地区にもあるのだけれども、このだんだん、これは4回会議をやっているということなのですけれども、世代交代して行って、だんだん、特に■■■さんのところは後継者がいないということもあったりして、これを保存して、これからいろいろな意味で、観光とかでも活用していくというお話でありましたけれども、この4回の会議の中で、具体的にどのような話合いがなされて、そしてまた、どのような方向、もっと詳しく教えていただきたいと。個人所有のこの庭園については、やはり個人が管理しなければならないという部分があると思うので、その辺のところをもうちょっと具体的にお知らせ願いたいと思います。

○文化財課長補佐（小石川 透） 大石武学流庭園群保存活用計画策定検討委員会の中で話し合われたことで、まず今、御質疑のことですけれども、個人所有のお庭についての維持管理につきましては、おっしゃったとおり、まず基本は個人の方がやりますが、現在、県の補助金で指定文化財管理補助事業という事業がございます、それでまず、庭園の維持管理——樹木の剪定であるとか、清掃であるとか、草取りであるとか、そういったところにつきましては、県と市のほうで補助金を支出する制度がございます。まずそれで、お金の面についてはカバーします。

ほかに、市だけではなくて、文化財に関連する民間の団体などに協力していただきまして、草取りなどの通常の維持管理については協力していくということで話を進めておりまして、それについては、保存活用計画のほうでも記載しております。所有者のほうもそれで納得してい

る形で、今後進めていきたいと考えております。

○21番（蒔苗博英委員） 分かりました。

県、それから市の補助というお話でしたけれども、その補助額は幾らなのかと。

それから、私が心配しているのは、いわゆる世代交代して、これ、ずっと後世にまで保存していくということになれば、今1回、この4回会議をやって、こうしていぐやなという話で終わっても、今言ったとおり、後継者がいないというか、いわゆる何と申しますか、嫁っこいねし子供もいねというふうなことになるわけですけれども、そうすると、この人一代でもうこの庭園が終わってしまうのかなという心配も私はするのですよ。ですから、その辺のところも含めて、今4回の会議で、ここ何年かのスパンで、こうしていぐやなという、こうしましょうという約束をしたのか、あるいは、もっともっと後世までずっとこれは残していくのだという、そこまで話をしているものだがさ、その辺のところをちょっと聞きたいのです。補助のことと。

○文化財課長補佐（小石川 透） まず、御質疑の件ですけれども、補助金の額についてです。額というよりも、まず補助率について御説明します。県が半分、かかった補助対象経費の半分を県が支出します。市が4分の1で、所有者が残りの4分の1で、そういった維持管理の経費を支出するという制度になっております。

後継者の問題ですね。それにつきましては、今回指定されている名勝以外にも大石武学流の庭園というのはたくさんございまして、それがやはり所有者の高齢化、もしくは代替わりによって失われるということがたくさんございます。ですので、これまでも市としましては、大石武学流庭園とはどういう庭で、どういう価値があるのかということろをまず周知させていただいている、バスツアーであるとかサミットをやったりして周知して、意識づけをまず行いました。そのあと、現在指定名勝を所有されている方、今、■■■■さんの個人名を挙げられましたけれども、■■■■さんなどのお庭を、■■■■さん個人だけの問題として捉えるのではなくて、市全体でどのようにサポートしていくかということろまでは話はしていますが、個人所有の財産ですので、それを今後どうするかというのは正直、■■■■さんの判断に委ねられるところではあります。市のほうでは、支援まではできるとは考えております。

○委員長（石岡千鶴子委員） この際、議案第47号について委員として質疑したいので、暫時、副委員長と交代します。

〔委員長副委員長席着席、副委員長委員長席着席〕

○副委員長（成田大介委員） それでは暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。

○23番（石岡千鶴子委員） 瑞楽園の件なのですが、昨年、何か測量をしていたように記憶しているのですが、あの測量は何の目的で、どう行われたのでしょうか。

○文化財課長補佐（小石川 透） 瑞楽園につきましても、この保存活用計画で精細な図面を添付しております。なぜそういうことをしたかといいますと、昭和54年の指定の際に作った図面などはあるのですけれども、何分古いものでしたので、現況をきちんと詳細な図面に落として、今どういう形で、どこを守っていくかということろを決めるためにも図面を作成いたしました。

○23番（石岡千鶴子委員） 見せ方もそうなのですが、観賞の仕方、その意味というか、このきれいだねというだけではなくて、こういう意味があって、ここにこういう石があって、歴史的にこういう流れがあってこういうのがあるのだというようなガイドンスみたいなのを充実させるべきではないかなというふうに思うのですが、ガイドブックも作っているとは言ったのです

が、もう地方の公共交通機関が、バス停がなくなったり、いろいろそこに行く手段がちょっと古かったりというのがあるので、新しく更新したり、観光客とか市民の方にどう情報発信をしていくかというところにどんな工夫をされているのかお伺いいたします。

○文化財課長補佐（小石川透） 市民への発信、あとは観光客への発信というところですけども、正直、現段階では、前に平川市、黒石市と一緒に作成した弘前圏域定住自立圏の枠内で作ったガイドブックを作っているだけで、あとは、瑞楽園につきましては、指定管理者のほうでホームページを作っております、それぞれ情報発信をしておりますが、今後、瑞楽園の中でガイダンス機能を持たせるというのもあるのですけれども、瑞楽園がどこにあって、どういう価値があるのかというところを紙媒体、あとはホームページなどを活用して進めていきたいと考えておまして、それについても、保存活用計画のほうに記載させていただいております。

○副委員長（成田大介委員） それでは、委員長席を委員長と交代します。

〔委員長委員長席着席、副委員長副委員長席着席〕

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第2号 学校給食の無償化を求める請願

○委員長（石岡千鶴子委員） 最後に、請願第2号学校給食の無償化を求める請願を審査に供します。

討論の前に、本請願について御意見等のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○8番（樋川篤子委員） 私からは、請願第2号の学校給食の無償化を求める請願についての反対討論を述べさせていただきます。請願第2号の学校給食の無償化を求める請願に反対する立場で意見を申し上げます。

子供を取り巻く貧困の問題は大きなものであり、義務教育に係る保護者の負担を軽減してい

くことは重要であると考えます。

その中で給食費については、生活保護受給世帯では扶助費に含めて支給となり、所得が低い世帯等の保護者は就学援助により無料となります。さらに、市では、独自に行う多子家族学校給食費助成交付制度により、小中学校に子供が3人以上いる世帯では、所得に制限を設けているものの、3人目以降の学校給食費の半額相当の助成を実施しております。

学校給食法第11条では、人件費や施設及び設備に要する経費等は設置者である市の負担、食材料に要する経費は保護者の負担と規定されております。

当市の学校給食事業は、令和4年度実績では、市の負担額が約7億7000万円、保護者の負担額が約6億円であり、給食費を無料とした場合は総額約13億7000万円となるため、全国1,724市町村となると相当の財政負担になるものと予想されます。

現在、国では、児童手当や奨学金の拡充、保育所利用要件の緩和などを主な支援策とした「異次元の少子化対策」を掲げているとともに、今後、県においても、子育て支援対策として、国の支援を頂きながら段階的に無償化としていますが、国においては現時点で、財源も含め、その実現は不透明な状況にあります。

当市においても、既に学校給食費の保護者への経済的な負担軽減対策を実施しております。また、現在、市を挙げて最優先に取り組むべき課題としては、健康都市弘前の実現に向けた健康増進対策、経済対策であり、本年4月からは、市内の高校生までの子供医療費を完全無償化するなど、子育て支援を進めている状況であることから、このたびの請願につきましては、今優先して取り組む事案ではないものと考えます。

以上のことから、請願第2号は不採択にするべきであると考えます。

○4番（三浦 行委員） 学校給食の無償化を求める請願の趣旨を妥当と判断し、賛成します。また、その立場から討論します。

憲法第26条には、義務教育はこれを無償とすると書かれております。しかし、義務教育のうち、無償のものは授業料や教科書に限られ、多くの自己負担が必要です。中でも、学校給食費は大きな負担となっており、この学校給食費を無償とすることは、大変大きな子育て支援かつ少子化対策になり得ます。

また、学校給食は、食育として人間の生活の基本である食事・食文化を伝える教育の柱の一つとなっており、その無償化は当然です。さらに、昨今の物価高騰の影響は深刻で、経済的困難を抱える家庭が増える中で、学校給食費を無償にする費用は全ての子供たちの食のセーフティーネットを確保するための費用として大いに期待されます。

以上の点から、この請願は採択すべきとし、賛成の立場からの討論とします。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時51分 散会】